

(証券コード 3290)
(発信日) 2025年5月1日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
Oneリート投資法人
執行役員 鍋山 洋章

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することも可能でございます。その場合には、投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項、第2項及び第3項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも現行規約第14条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（執行役員、監督役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関する規定の制定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約についての承認）又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトの「第7回 投資主総会（2025年5月27日（火）開催）」の欄に「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会の招集に際しては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://one-reit.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、本投資法人の資産運用会社（みずほリートマネジメント株式会社）のウェブサイトに「Oneリート投資法人 第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の資産運用会社のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資法人の資産運用会社（みずほリートマネジメント株式会社）のウェブサイト

<https://www.mizuho-reit.co.jp/post-828/>

さらに電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証ウェブサイト）にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時：2025年5月27日（火曜日）午前10時00分
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー5階
ステーションコンファレンス東京「サピアホール」
（末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項について記載すべき事項を修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記の本投資法人のウェブサイト、本投資法人の資産運用会社のウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には本投資法人のウェブサイト (<https://one-reit.com/>) に掲載いたしますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主總會参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

①公告方法の変更

投資主の皆様の公告閲覧の利便性向上及び手続の合理化を図るため、本投資法人の公告方法を電子公告に変更し、あわせて事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものです（規約変更案第4条）。

②執行役員及び監督役員の員数の規定変更

執行役員及び監督役員の員数について、投資法人の資産規模等を考慮し、その適正な運営に必要な役員数と、役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更を行うものです（規約変更案第16条）。また、当該変更に伴い、必要となる変更を行うものです（規約変更案第9条、第10条及び第20条）。

③投資態度の変更

これまで、本投資法人は、主としてオフィスビルに対して投資を行う方針としてまいりましたが、これまで以上に中長期にわたる安定的な収益確保と成長性の両面を追求するポートフォリオ構築を目指すことを目的として、今後は主たる用途を限定することなく、オフィスビル、ホテル、住宅、商業施設及びその他用途の不動産に対して投資を行う方針に変更するものです（規約変更案第28条第1項）。また、投資対象地域については、日本国内において、ポートフォリオの地域分散を考慮しながら、投資対象となる資産の用途に適した地域に投資を行う方針に変更するものです（規約変更案第28条第2項）。

④資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲の変更

信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり「中小企業等協同組合法」及び「信用金庫法」に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が借入れを行うために必要な場合には、かかる出資を行うことができるよう、本投資法人の投資対象にこれらの出資を追加するものです（規約変更案第29条第3項）。

2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、<u>電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第9条（招集） 1. ～2. （記載省略） 3. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。 4. ～5. （記載省略）	第9条（招集） 1. ～2. （現行のとおり） 3. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。 4. ～5. （現行のとおり）
第10条（議長） 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。	第10条（議長） 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。
第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は<u>1人以上</u>、監督役員は<u>2人以上</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。	第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は<u>2人以内</u>、監督役員は<u>3人以内</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。

現 行 規 約	変 更 案
第20条（招集等） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2. ～4. （記載省略） 5. 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。	第20条（招集等） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2. ～4. （現行のとおり） 5. 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が<u>2人</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故がある場合は、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員のうち1人がこれに当たる。

現 行 規 約	変 更 案
第28条（投資態度） 1. 本投資法人は、主としてオフィスビルに対して投資を行う。<u>なお、本投資法人は、社会経済的な利用形態において一体的に利用される一又は複数の不動産から構成される施設に係る不動産等（第29条第1項第(2)号に定義する。）又は当該不動産等を裏付けとする不動産関連資産若しくは不動産関連ローン等資産（以下「複合資産」という。）の全部又は一部を取得する場合、当該複合資産の賃貸可能面積の過半の利用目的又は実際の利用形態が主としてオフィスビルであるときは、オフィスビルとして、当該複合資産の全部又は一部を取得することができるものとする。なお、「不動産関連資産」とは不動産等及び不動産対応証券（第29条第1項第(3)号に定義する。）を併せたものをいい、「不動産関連ローン等資産」とは第29条第2項第(8)号に定義するものをいう。</u> 2. 本投資法人は、東京経済圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県をいう。）への投資を中心としつつ、地方政令指定都市及び地方政令指定都市に準じた地方中核都市に対しても投資を行う。 3. （記載省略）	第28条（投資態度） 1. 本投資法人が不動産（本項においては、不動産関連資産又は不動産関連ローン等資産の各裏付けとなる不動産を含む。）に投資する場合には、その主たる用途を限定することなく、オフィスビル、ホテル、住宅、商業施設及びその他用途の不動産に対して投資を行う。「不動産関連資産」とは不動産等（第29条第1項第(2)号に定義する。）及び不動産対応証券（第29条第1項第(3)号に定義する。）を併せたものをいい、「不動産関連ローン等資産」とは第29条第2項第(8)号に定義するものをいう。なお、本投資法人は、社会経済的な利用形態において一体的に利用される一又は複数の不動産から構成される施設に係る不動産等又は当該不動産等を裏付けとする不動産関連資産若しくは不動産関連ローン等資産（以下「複合資産」という。）の全部又は一部を取得する場合、当該複合資産の賃貸可能面積の過半の利用目的又は実際の利用形態に応じて用途を定めるものとする。 2. 本投資法人は、日本国内において、ポートフォリオの地域分散を考慮しながら、投資対象となる資産の用途に適した地域に投資を行う。 3. （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. ～2. （記載省略） 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産又は不動産関連ローン等資産に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 （1）～（9）（記載省略） （新設） （新設） （10） その他不動産関連資産又は不動産関連ローン等資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利	第29条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. ～2. （現行のとおり） 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産関連資産若しくは不動産関連ローン等資産又は借入れに付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 （1）～（9）（現行のとおり） （10） <u>中小企業等協同組合法に定める出資</u> （11） <u>信用金庫法に定める出資</u> （12） その他不動産関連資産又は不動産関連ローン等資産の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員鍋山洋章は、2025年5月31日をもって任期満了となりますので、2025年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、就任する2025年6月1日より2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2025年4月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
か とう ひで とし 加 藤 英 俊 (1969年8月11日)	1994年4月 生駒商事株式会社（現：シービーアールイー株式会社） 入社
	2004年10月 （旧）株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 入社
	2007年9月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向
	2008年3月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 第二運用部長 就任
	2012年3月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 アセットマネジメント部長 就任
	2015年11月 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ 転籍
	シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向 アセットマネジメント部長 就任
	2016年2月 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 転籍
	シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向 アセットマネジメント部長 就任
	2021年4月 みずほリアルティOne株式会社 執行役員 就任（現任）
	みずほリートマネジメント株式会社 出向 取締役投資運用第一部長 兼 投資情報開発部長 就任（現任）

- ・上記執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を3口（1口未満切捨て）保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は2025年2月末日現在の状況を記載しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の取締役投資運用第一部長兼投資情報開発部長であり、同社の発行済株式の全てを保有するみずほリアルティOne株式会社の執行役員です。このほかには、上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人のスポンサーは2015年11月30日付でみずほ信託銀行株式会社に変更されており、同日以前の資産運用会社の親会社は株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズですが、当該スポンサー変更後に資産運用会社の親会社となった株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ（2018年1月1日付でみずほリアルティOne株式会社に商号変更）とは別の法人です。本書においては、スポンサー変更前の資産運用会社の親会社を「(旧)株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ」と表記しています。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2025年6月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに従い第2号議案で選任される執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行う場合があります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2025年4月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
さ の ゆう すけ 佐 野 友 祐 (1981年10月30日)	2006年4月 株式会社ゼクス 入社
	2008年9月 (旧)株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 入社
	2010年7月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社 出向
	2013年10月 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ 出向
	2014年10月 株式会社リサ・パートナーズ 入社
	2016年12月 みずほリアルティOne株式会社 入社
	みずほリートマネジメント株式会社 出向
	2020年7月 みずほリートマネジメント株式会社 投資運用第一部 次長 就任
	2021年4月 みずほリートマネジメント株式会社 投資運用第一部 副部長 就任 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるみずほリートマネジメント株式会社の投資運用第一部副部長です。このほかには、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人のスポンサーは2015年11月30日付でみずほ信託銀行株式会社に変更されており、同日以前の資産運用会社の親会社は株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズですが、当該スポンサー変更後に資産運用会社の親会社となった株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ（2018年1月1日付でみずほリアルティOne株式会社に商号変更）とは別の法人です。本書においては、スポンサー変更前の資産運用会社の親会社を「(旧)株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ」と表記しています。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員大森齊貴及び古川和典の両名は、2025年5月31日をもって任期満了となりますので、2025年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、就任する2025年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 並 び に 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
1	おお もり よし き 大 森 齊 貴 (1965年1月3日)	1994年4月 アクタス監査法人（現：太陽有限責任監査法人） 入所 1998年7月 公認会計士登録 2000年2月 大森公認会計士事務所開業（現任） 2005年5月 税理士法人レクス会計事務所 代表社員（現任） 2017年11月 レクス監査法人 代表社員（現任） 2019年6月 本投資法人 監督役員 就任（現任） 2022年5月 事業再生研究機構 理事 就任（現任） 2024年6月 一般社団法人事業再生実務家協会 理事 就任（現任） 2025年3月 South Pacific Free Bird株式会社 監査役 就任（現任）
2	ふる かわ かず のり 古 川 和 典 (1965年4月9日)	1989年4月 三菱信託銀行株式会社（現：三菱UFJ信託銀行株式会社） 入社 2004年12月 弁護士登録（東京弁護士会） シティユーワ法律事務所 入所 2016年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー 就任（現任） 2023年2月 アステナホールディングス株式会社 監査役 就任（現任） 2023年6月 本投資法人 監督役員 就任（現任） 2023年12月 UTLホールディングス株式会社 監査役 就任（現任）

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者兩名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者兩名が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2025年6月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めに従い第4号議案で選任される監督役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任の取り消しを行う場合があります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
もり た たけ とも 森 田 豪 丈 (1979年9月12日)	2007年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会） シティユーワ法律事務所 入所 2021年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー 就任（現任）

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

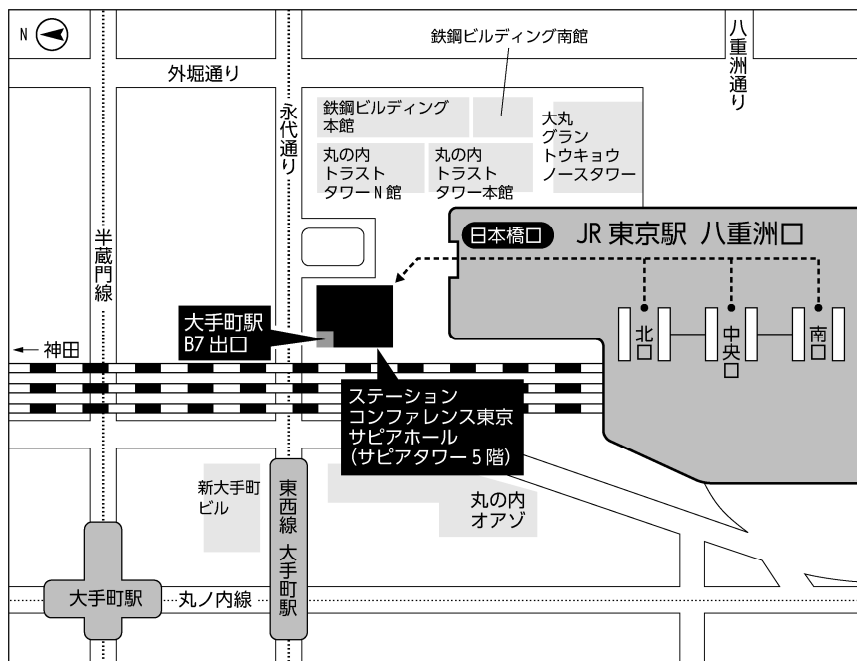
本投資主総会に提出される議案のうちに本投資法人規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案には、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく本投資法人規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案がある時は、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第14条第1項及び第3項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第7回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー5階
 ステーションコンファレンス東京「サピアホール」
 電話 03-6888-8080



- 交 通 JR「東京駅」 八重洲北口改札口より徒歩2分
 新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分
 地下鉄 東京メトロ東西線・半蔵門線・丸ノ内線・千代田線・都営三田線「大手町駅」B7出口直結

なお、駐車場の用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際はご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。